

排水設備のしおり



町田市下水道キャラクター「雨かえる」

公共下水道は、市民の皆様が快適な生活をおくるうえで、重要な施設です。市では、市内全域への普及を目指し年次計画で公共下水道の整備をすすめています。

公共下水道が整備され、供用開始された区域内に建物をお持ちの皆様には、下水道法の規定により、排水設備の設置と汲み取り便所の水洗便所への改造をお願いしています。

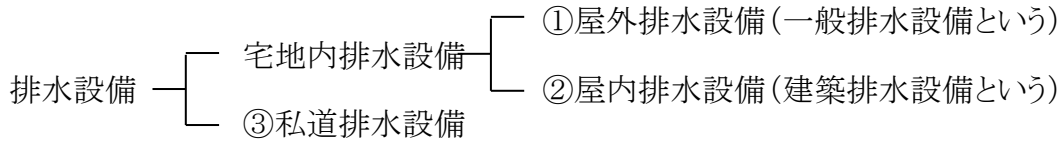
このしおりでは、適正な排水設備を設置して公共下水道への切り替え工事を円滑に行っていただけますよう、排水設備の概要について説明をしています。

是非、ご一読いただき参考になさってください。

町田市下水道部下水道管理課

1. 排水設備

排水設備は皆様で設置・管理していただくものです。設置する場所によって、次のように分類できます。



① 屋外排水設備

屋外に設ける排水管やますで、公共ますや道路排水施設に接続するまでの排水設備をいいます。「下水道法」を基準としています。

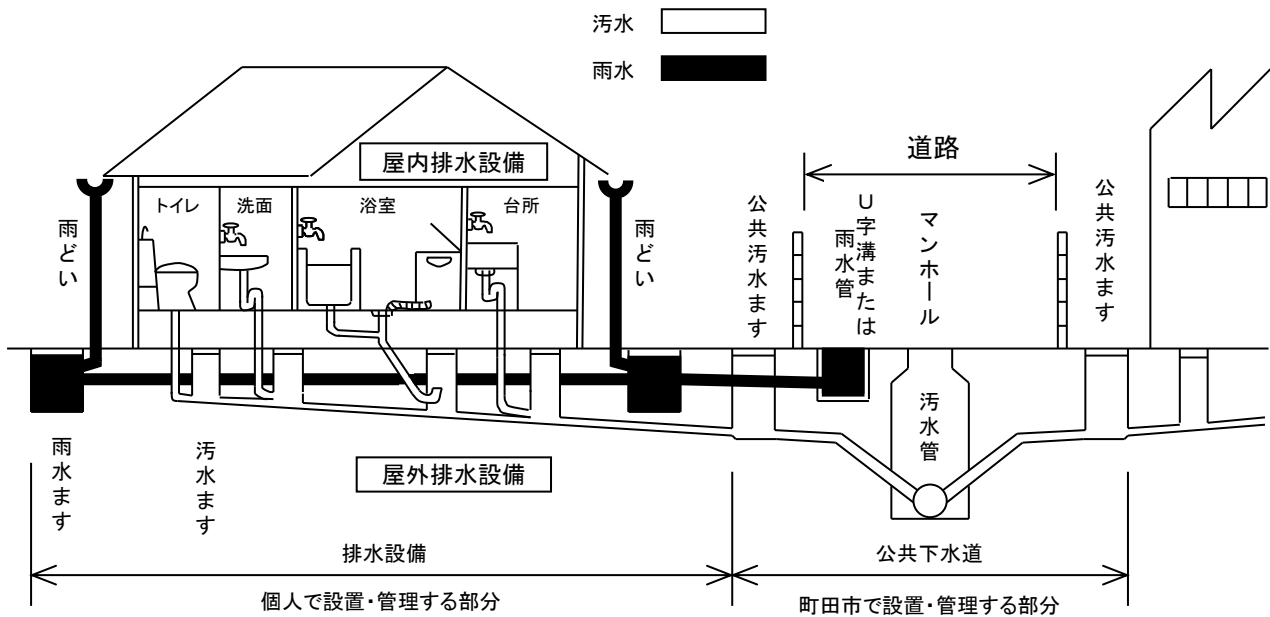
② 屋内排水設備

建物の中の衛生器具や排水管で、水道より出る排水を屋外のますに接続するまでの排水設備をいいます。「建築基準法」を基準としています。

③ 私道排水設備

屋外排水設備から公共下水道に接続するまでの排水管、ますまたは人孔で、私道に設ける排水設備をいいます。

図-1 分流式の排水設備



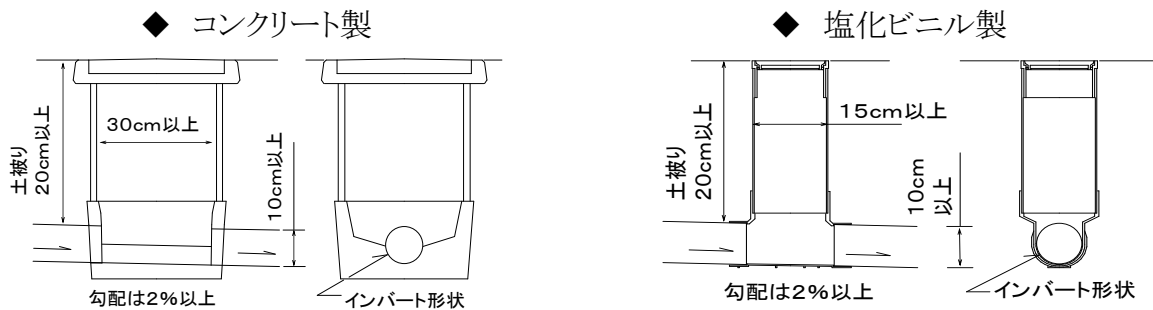
(注) 町田市の公共下水道の排除方式は分流式といって、汚水と雨水を別々の排水管で排除します。よって、排水設備においても汚水と雨水を分けて排除します。

2. 排水設備の設置・構造基準

排水設備は建物等からの下水を公共下水道へ支障なく衛生的に排除するとともに、耐久的で維持管理が容易な構造でなければなりません。
 以下は、一般住宅における排水設備の構造基準(一部)です。

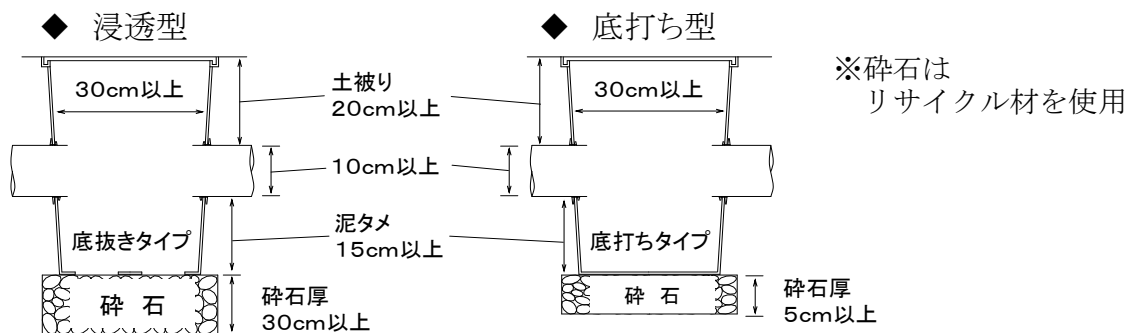
- ① 材料は、堅固で耐久性のあるコンクリート、塩化ビニルなどを使用します。
- ② 屋外排水管の管径(太さ)は10cm以上とし、標準勾配は2%とします。
- ③ 排水管の土被り(深さ)は宅地内で20cm以上とします。
- ④ 次の箇所には、ますを設置します。
 - ア、排水管の起点・会合点・屈曲点
 - イ、排水管の管種、管径及び勾配の変わる場所
 - ウ、管径の120倍を超えない範囲
 (管径が10cmの場合、延長12mを超えない箇所)
- ⑤ 汚水ます
 汚水ますは、汚水を停滞させないように、ます内に半円形の溝があるます(インバートます)を使用します。

図-2 汚水ます(インバートます)



- ⑥ 雨水ます
 雨水ますは土砂を溜めるために、底部に深さ15cm以上の泥だめがあるますを使用します。通常、雨水ますは浸透型を使用します。

図-3 雨水ます(タメます)



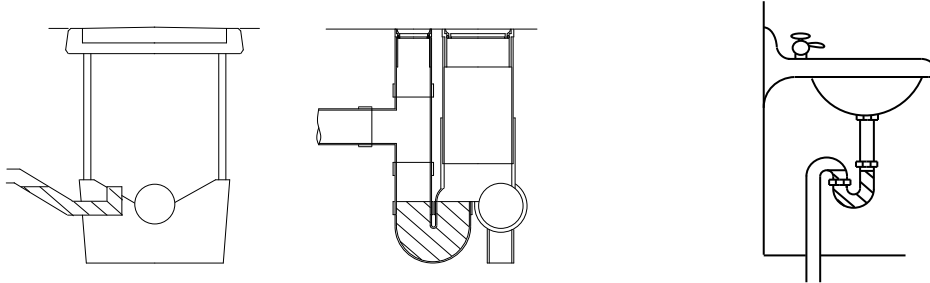
⑦ トラップ


トラップはトイレ、浴室、台所、洗面所等の汚水について、外からガス、臭気、害虫などが室内に侵入しないように設ける装置です。

図-4 トラップ

◆ 屋外のますに設置

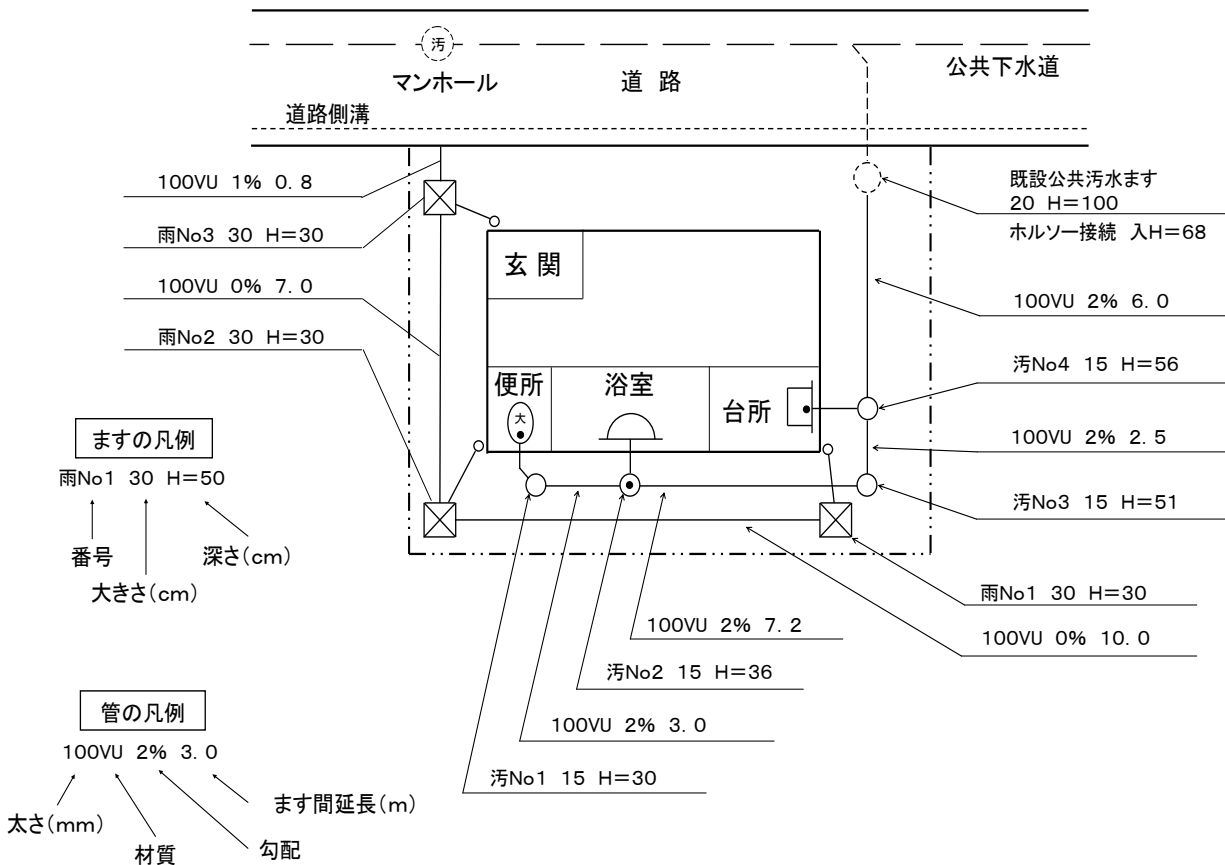
◆ 屋内の器具に設置



※  は封水といい、水をためて外部からの臭気や虫の侵入を遮断します。

⑧ 排水設備平面図

排水の経路等を記載した図面です。
完成図は工事完了後、工事店より受け取り保管してください。



3. 排水設備の工事手順

排水設備の工事を施工する前に、排水設備の計画について、市長の確認を受けなければなりません。

① 申し込み

皆様で町田市排水設備工事指定工事店をリストより選び、工事の見積、工事の日程、貸付金制度の利用などを相談してください。

② 申請

指定工事店は皆様が変わって工事の確認申請、貸付金利用の申し込みの手続きを行います。

③ 確認

市では排水設備の計画図面等により、関係法令に適合しているか申請を審査し、工事の計画について確認します。

④ 工事着手

指定工事店は市より工事の確認を受けてから工事に着手します。

⑤ 完了届

工事が終わると指定工事店は市に工事の完了届を提出します。皆様は使用開始届を提出してください。

⑥ 検査

工事の完了届により市は検査を行います。現場検査には宅地内(建物内は除く)に入らせていただきますのでご協力ください。検査に合格すると検査済証(図-7)を交付します。

☆上記②④⑤⑥は指定工事店が皆様に代わって行います。

※ 下水道使用料

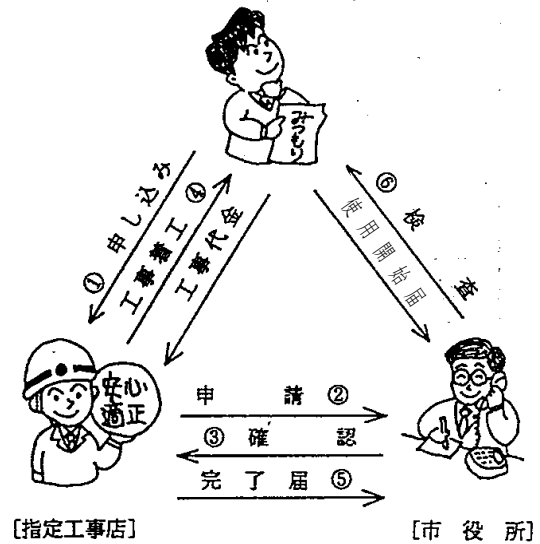
使用開始により、下水道使用料は、2ヶ月毎に水道料金と一緒に徴収します。

※ 貸付金制度

この制度を利用される方には、検査合格後、借受人または指定工事店の口座に貸付金を振込みます。貸付金の交付を受けた翌月に納付書を送付します。

図-6 工事手順

[市民の皆様]



(注)

排水設備の工事は町田市が指定した工事店(別紙、町田市排水設備工事指定工事店名簿参照)でないとできません。ご注意ください。

図-7 検査済証



4. 排水設備の工事方法

(1) 浄化槽の廃止工事と汲み取り便所の改造工事の施工比較

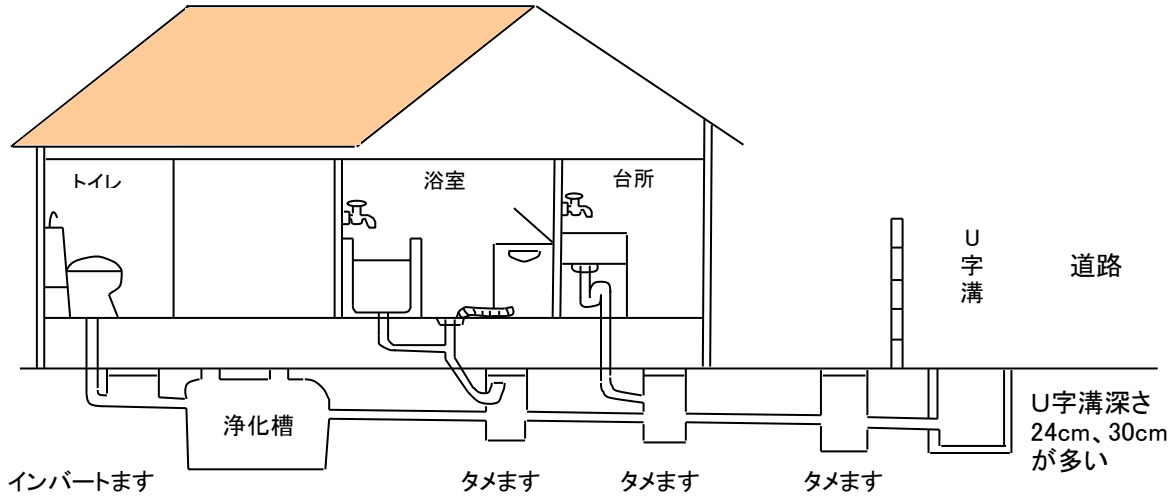
工事内容	浄化槽の廃止工事	汲み取り便所の改造工事
① 便所への 水道工事	現在使用している水道管をそのまま 使用します。 <u>新設する必要はありませ ん。</u>	通常、トイレまで水道管が配管されて いません。 <u>新設する必要があります。</u> ただし、手洗いなどの水道がある 場合は不要となります。
② 便所の改築	今まで使用している便器・タンクは そのまま使えるので <u>替える必要は ありません。</u>	水洗用の便器に取り替える工事(水道 工事含む)が必要になります。
③ 浄化槽 汲み取り便槽 の処理方法	工事の時期に合わせて、浄化槽は、基本的にはし尿等を完全に汲み取り、 清掃、消毒をした後に撤去してください。 また、便槽についても、基本的にはし尿を完全に汲み取り、清掃、消毒を した後に撤去してください。	
④ 排水管の 施工	浄化槽を廃止した後、新たに排水管を 敷設し、浴室、台所や洗面所等から 出る排水と一緒に公共汚水ますに接続 します。	改築したトイレに排水管を接続します。
⑤ 一般的な 工事日程	2～3日位で完了しますが、トイレが 使えないのは半日位です。	3～4日位で完了しますが、トイレが 使えないのは1日位です。
⑥ 雨水について	雨水が汚水管や汚水ますに流れ込んでいなければ、既存のままでも結構です。 雨水が汚水管や汚水ますに流れ込んでいる場合は、(P7図-11参照)雨どい などの流れ込んでいる部分を切断し、流れ込まないように施工します。 既設管が汚水管として再利用できない場合は、汚水管を新設します。 雨水系統を切断した場合には、汚水系統へ混入及び隣地への浸水がないよう 注意することが必要です。	

(2) 既設の排水管、ますを再利用する基準

① 排水管内に汚水や汚物が停滞しないこと。

道路と宅地が平坦で排水を道路側溝(U字溝等)に流している場合、排水管の勾配がとれず、汚水や汚物が停滞することがあります。

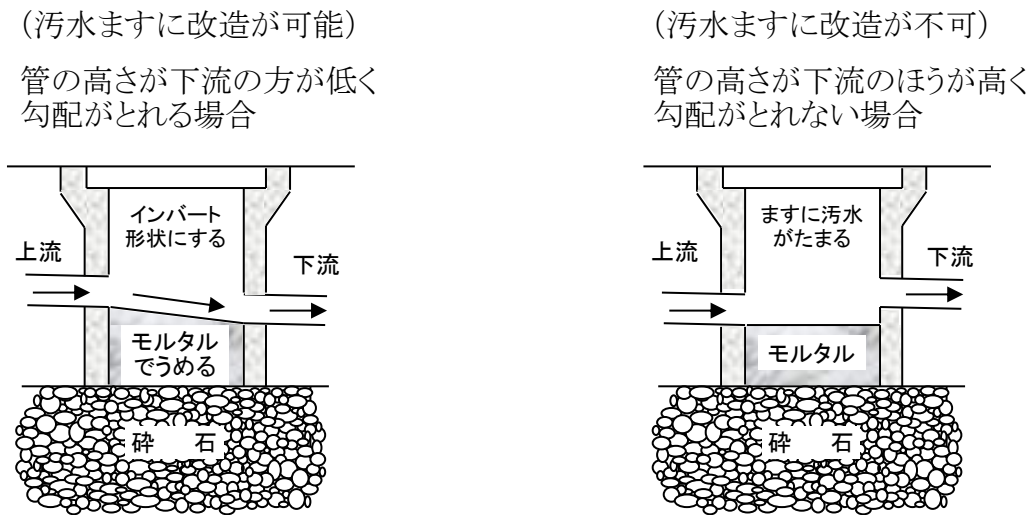
図-9 排水管に勾配がとれない例



② 汚水を流すますはインバート形状のますであること。

浄化槽より下流のますや、雑排水(浴室、台所、洗面所等から出る排水)を流すますが泥タメの構造になっている場合があります。泥タメの構造をインバート形状に改造できる場合は再利用が可能です。

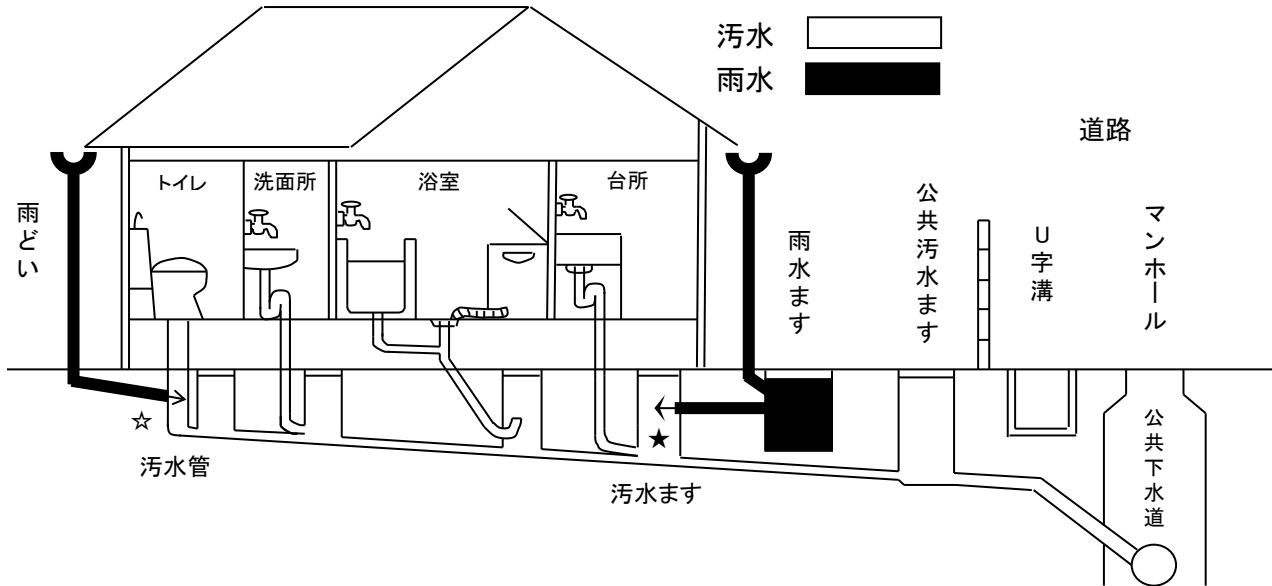
図-10 泥タメます



③ 雨水が污水管に流れ込んでいないこと。

雨どいなどが☆污水管や★汚水ますにつながっていることがあります。その場合は雨水は切り離し、別系統で排出してください。

図-11 雨水が污水管や汚水ますに流れ込んでいる例



④ 排水管、ますの老朽、破損等がないこと。

目地がとれたり、壊れている箇所から雨水や土砂が流れ込んでしまいます。また、木の根などが入り込み、つまりの原因にもなります。

その他、構造基準に適合していない場合は、新しく排水設備を設置することになります。既設の排水管、ます等が再利用できるかどうかは、指定工事店に相談してください。

5. 排水に関する受忍義務(下水道法第11条第1項)

下水道法第10条により排水設備の設置が義務づけられています。ところが、他人の土地または排水設備を使用しなければ、下水を公共下水道に流入させることが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置し、または他人の設置した排水設備を使用することができます。この場合には、下記の条件がつきます。

- ① 他人の土地または、排水設備にとって、もっとも被害の少ない場所または、箇所及び方法を選びます。
- ② 排水設備の設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担します。
- ③ 他人の土地を使用する場合はあらかじめ、その旨を土地の占有者に告げます。
- ④ 他人に損失を与えた場合に、損失を補償します。

このように下水道法では下水道整備の目的を達成させるために利用の強制を義務付けています。

◎排水設備についてのお問い合わせは

下水道部下水道管理課指導係
Tel.042-724-4330